

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人彩都ヒルズクラブと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、彩都ライフサイエンスパークに進出する企業等及びその周辺の教育・研究機関並びにそれらの役職員及び研究員などを始め関係者・関連機関（支援者を含む）に対して、次の事業を行う。

- (1) ライフサイエンスに関連する研究を支援する事業
- (2) ライフサイエンスに関連する産学連携の推進、バイオベンチャーの振興に寄与する事業
- (3) 彩都ライフサイエンスパーク及び周辺の教育・研究機関を結ぶシャトルバスの運行企画・管理
- (4) 技術交流、人的交流などネットワーク形成
- (5) 健康増進を図るための福利厚生活動
- (6) ライフサイエンスに関するセミナー等の開催、広報及び知識の普及
- (7) ライフサイエンスに関する教育、雑誌類の出版、会員へのライフサイエンスに関連する物品販売及び紹介
- (8) 会員相互の親睦、融和ならびに地位向上に関する事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2. 電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

第2章 会 員 及 び 社 員

(会員の種別)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同する彩都ライフサイエンスパーク進出企業及び周辺教育・研究機関に属する役職員及び研究員等の個人、並びに当法人の目的に賛同する個人
- (2) 法人会員 当法人の目的に賛同する彩都ライフサイエンスパーク進出企業及び周辺教育・研究機関等の法人、並びに当法人の目的に賛同する法人
- (3) ベンチャー会員 当法人の目的に賛同する彩都ライフサイエンスパーク進出企業及び周辺教育・研究機関等のベンチャー法人、並びに当法人の目的に賛同するベンチャー法人
- (4) 特別会員 当法人理事会で承認を得た教育機関等の構成員
- (5) 賛助会員 当法人の事業に寄与すると認められる機関、法人並びにそれらに準じるもの

(入 会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2. 入会は理事長の承認を得た者とし、会員証の発行により通知するものとする。

(会 費)

第7条 会員は、社員総会において別に規定する会費を毎年納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は解散
- (3) 会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

2. 資格を喪失した会員が社員の場合、同時に社員資格も喪失する。

(退 会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、その社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、その社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名した場合は、理事長はその会員に対して、通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 10 条第 1 項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(会員規則)

第 12 条 本章に定める他、会員に関する事項は、法令またはこの定款で定めるもののほか、理事会で定める規則による。

(社員)

第 13 条 当法人の個人会員、法人会員、ベンチャー会員をもって、当法人の社員とする。

(社員名簿)

第 14 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(退社)

第 15 条 社員は任意に退社することができる。但し、予め退社を書面にて通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第 16 条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名されたとき

2. 資格を喪失した社員が会員の場合、同時に会員資格も喪失する。

(社員の除名)

第 17 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議により、これを除名することができる。

この場合、その社員に対し、その社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、その社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2. 前項の規定により社員を除名した場合は、理事長はその社員に対して、通知しなければならない。

第3章 役員

(役員の設定)

第18条 当法人に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	1名以上2名以内
理事	5名以上15名以内
監事	2名以上3名以内

2. 前項の理事長をもって、代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
3. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 他の同一の団体（公益法人またはこれに順ずるものとして政令で定めるものを除く）の理事または使用人である者その他これに順ずる相互に密接な関係にある理事の合計は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務並びに財産及び会計の状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
4. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第4章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次に職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 業務に関する規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長及び副理事長の選定および解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借金
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(開催)

第 27 条 理事会は、年 2 回以上開催する。

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 前項にかかわらず、理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3. 理事長は、前項の請求があった時は、その請求があった日から 2 週間以内の日を定めて理事会を招集しなければならない。
- 4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知をしなければならない。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 30 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 31 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

- 2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決定があったものとみなす。但し、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第 32 条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2. 前項の規定は、第 20 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2. 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
3. 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置を取る。

第5章 社員総会

(社員総会)

第34条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

2. 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認めたとき
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び開催の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。

(権限)

第35条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画および収支予算
- (5) 会員及び社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催地)

第36条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集)

- 第37条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長がこれを招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
2. 社員総会を招集するには、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに各社員に対して、その通知を発するものとする。

3. 第 34 条 2 (2) の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(決議の方法)

第 38 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2. 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議決権)

第 39 条 各社員は、次の議決権を有する。

- (1) 個人会員たる社員は、社員 1 名につき 1 個の議決権を有する。
- (2) 法人会員たる社員は、社員 1 名につき 5 個の議決権を有する。
- (3) ベンチャー法人会員たる社員は、社員 1 名につき 2 個の議決権を有する。

(議 長)

第 40 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議事録)

第 41 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2. 議事録が書面で作成されている場合には、理事長は、前項の議事録に記名押印する。
3. 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置を取る。

第6章 基金

(基金の総額)

第42条 当法人の基金の総額は、金300万円とする。

(基金の拠出)

第43条 当法人は、社員又は第三者に対し、法令の定めに従って基金の拠出を求め
ることができる。

(基金の拠出者の権利)

第44条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第45条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決
議を経た後理事会が決定したところに従って返還する。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及び収支予算については、理事長が作成し、社員総会に
おいて承認を得るものとする。

(非営利性)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

2. 当法人は、特定の個人または団体に特別の利益を与えることはしない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第50条 当法人は、この定款に定める場合のほか法令で定められた事由により解散す
る。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経
て、公益社団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若
しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 52 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第 53 条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の理事及び監事)

第 54 条 設立当初の理事及び監事の氏名は以下のとおりとする。

理 事	谷 正之
理 事	廣岡 祥弘
監 事	北地 達明

(設立当初の社員の住所、氏名又は名称)

第 55 条 設立時社員の氏名は次のとおりとする。

住所：	大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 7-15
名称：	バイオ・サイト・キャピタル株式会社
住所：	大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 7 番 18 号
名称：	八洲薬品株式会社
住所：	大阪府吹田市千里山西 1 丁目 41 番 4 号
氏名：	森下 竜一

(その他)

第 56 条 この定款に規定のない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号) その他の法令によるものとする。

〈改定履歴〉

2006 年 4 月 18 日	作成
2006 年 5 月 31 日	改定
2009 年 6 月 25 日	改定
2010 年 4 月 1 日	改定
2010 年 5 月 11 日	改定
2011 年 6 月 22 日	改定
2013 年 6 月 26 日	改定
2022 年 6 月 28 日	改定